

<h1>SSKP 脊損 ニュース</h1>	<h1>8 月号</h1>	<p>〒134 - 0085          東京都 江戸川区          南葛西 5 - 13 - 6          社 全国脊髄損傷者連合会          電話 (03)5605-0871</p>
-----------------------	-------------------	--

(社)全国脊髄損傷者連合会 ホームページアドレス = <http://www.normanet.ne.jp/~SIJ/>

昭和五十二年十二月三日第三種郵便物認可 毎月十八回一・二・三・五・六・七・の日発行  
 平成十六年八月十五日発行 SSKP 通巻第2634号

## ホテルの情報 募集中!



<h3>〈 8 月 号 目 次 〉</h3>	
「主張」学生無年金障害者東京地裁判決の波及	理事 進藤 範彦…… 3
学生無年金裁判	岡山地裁の証人調書より(その2)
	理事長 妻屋 明…… 4
介護保険制度との統合反対一般財源化反対(その2)	(6月18日)社会保障審議会障害者部会ヒアリングより)
	副理事長 大濱 眞…… 9
よつこそこの支部	神奈川県支部
構成 脊損ニュース編集員 仙人 芳子…… 14	
100人インタビュ・今116名(協力)	
第一弾は役立つイラスト・アイデア	フリーライター 仙人 芳子…… 16
「BOOK ENDLESS」32	佐賀県支部 中島 虎彦…… 18
車いす旅行体験記	
ハンディキャップレンタカーでフロリダをドライブ!	千葉県支部 石井 正彦…… 20
にゅーす ニュース 組織部報告 編集後記…… 23	
<h3>▲関西エアポートワシントンホテル</h3>	
大阪府泉佐野市りんくう往来北1番地7 TEL 0724・61・2222 FAX 0724・61・4522 http://www.kansai-wh.com	
ハンディキャップルーム2室(ツイン)有 料金	
16,000円	休前日 17,600円
一般客室 シングル 400室	ツイン 70室
料金	
シングル 8,800円	ツイン 7,000円
ツイン 16,000円	ツイン 18,000円
(資料提供者 大阪府支部 辻 一)	

ふんわり・やわらか 快眠布団

# Softouch-UF0

ソフタッチ ユーホー



ベッドマット ¥71,400 (税込み)

安眠を阻害する肩こり、腰痛、冷え、床ずれ、家屋の湿気などの状況に対応するシリコンファイバーはアメリカの医療機関でウォーターベッドに代わるものとして注目されています。繊維の摩擦係数が少なく、体型通りに凸凹ができるのでウォーターベッドに似た睡眠がとれます。裏地にはポリウレタン防水のナイロンを採用。湿気を遮断し、通気性、吸湿性にも優れている上に軽く、水洗いも可能です。

ソフタッチユーホーは多くの医療機関で使用されています

ソフタッチユーホー	サイズ (cm)	価格 (税込み)	備考
ベッドマット	200×90×厚さ 10	¥71,400	労災・介護保険レンタル
撥水シート		¥ 5,250	
車椅子パッド	41×46×厚さ 8	¥14,700	労災・介護保険レンタル
車椅子パッドカバー		¥ 1,575	
ミニパッド(75cm)	75×45×厚さ 8	¥16,800	労災
ミニパッドカバー		¥ 2,100	
ひじ・ひざパッド	24×14×厚さ 4	¥ 7,875	2個1組
かかとパッド	24×24×厚さ 5	¥10,500	2個1組

\*他の商品に関しては下記にご連絡下さい。

お問合せ: 日本ヘルスケア(株) 東京都渋谷区笹塚 2-21-12  
【TEL】03-3377-2361 / 【FAX】03-3377-2214 / 【E-mail】kaigo@jspkk.co.jp

# 主張

## 学生無年金障害者東京地裁判決の波及

理事 進藤 範彦

去る平成16年3月24日の東京地方裁判所での判決が、私達社団法人全国脊髄損傷者連合会の長年の活動が結実したものであったことは、理事長よりの報告で通知されておりますので、私からは、この判決の波及と思われる身近な事例を紹介することで、自戒にしたいと思えます。

皆さんの予想に違わぬ「おち」なので、結論から先に書きます。

私達東京都支部の会員ではありませんが、知人の障害者（ポリオ罹患者）が、40代半ば、駅のホームを歩いている時に、これまで障害の存在が確認できていない「健足」（反対側の足は、幼少期にポリオに罹患し、有障害の認定を受けている）に激痛を受け、歩行困難となり、救急車にて病院へ搬送され、一連の加療を受けたけれども、重度ではないが明らかな歩行障害が確認されたので、障害厚生年金の給付請求を行ったのですが、「原因発生時期」の確認に、

疑義があることを理由に「不支給」の決定がなされました。これに対し

「不服申立」、「審査請求」、「再審査請求」と諸手続を継続し、それぞれに長期間の回答待機状態を余儀なくされ、最後の回答待機状態にあり、「取消」の回答無き場合に備え、「訴訟手続」に着手すべく準備を始めていたところに、あの判決が出されました。そして、この6月に入り、「不支給決定の取消」の裁定が下りたとの報を耳にしました。

経緯を振り返ってみると、「不支給」の理由は、「新たな障害」と認定できないといったもので、それは、「患足（ポリオ罹患による有障害）」に存する「既存の障害と同一原因」と考えられ、厚生年金「加入期間中に発生した新たな障害」と認められないと言ったものでした。もちろん、診断書記載の原因は、言うまでもなく「不詳」でしたが。

「障害の有無」については判定の

基準があり、疑義があるものの、既存の手法の精度は一定の評価を得て運用されていますが、いまだに、被検者の生活全体を勘案しての判定でなく、生活の一部を切取った判定であることへの「不満」は残ります。

「原因」についていえば、少ない事例ではなお更のこと、諸説噴出といった状況は当然で、決断の難しさには理解できることもあります。

しかし、一方で、「障害」は厳然として存在し、それが故に日常生活に支障を来たし困窮しており、これが原因を議論し、検討する為との理由であっても「無作為に時間を費やす」ことが、許されないことは自明の理です。

今度の判決は、これらの事例の關係者（行政に限らず、立法まで）に、従来の日本的慣習に沿った手法での処理方法に、「自戒」を要求したものと思われまます。

また、我々の身近な日常生活にも、このような習慣や手法は、山ほど存在することを自覚し、私達も同じ轍を踏まないよう、ケース・バイ・ケースでの早急な対応を求められているものと、理解すべきかと。

## 学生無年金裁判

# 岡山地裁の証人調書より

## （その二）

理事長 妻屋 明

期 日 平成15年11月25日  
証 人 妻 屋 明  
原告代理人 石 口 俊 一

### 六、無拠出でも障害基礎年金を支給すべきという運動

代理人 甲第53号証を示す。(昭和59年3月号の脊損二コースで内容は、連合会が昭和59年当時、旧厚生省による年金制度改革案に対して提出した意見。無年金障害者の救済、特に任意加入制度の中で無年金障害者になった学生に対する救済等を明確にしているもの)  
これは、同じく昭和60年改正前の年、昭和59年3月号の脊損二コースの抜き刷りですが、タイトルは年金制度改革の厚生省案に対する意見という形で、会の意見を取りまとめられたものですね。  
証 人 そうです。  
代理人 これの右端の下段の方から、重度身

障者の無年金者が障害基礎年金に含められていない、また大学生の解決も必要だということとが非常に詳しく書かれています。基礎年金制度という中でこの無年金問題が解決するというその必要性を訴えられたわけですか。  
証 人 そうです。無拠出の障害福祉年金が基礎年金になる、あるいは先ほど言いましたように、年金額が2倍になるとか、そういった中で、これを取り残されないように意見を言っているわけですから、その改正の報告書の中にそれが組み込まれていなかったと言っ焦りから、こういふことになったというふうに思います。  
代理人 特にこの中に、もし、任意加入の大学生が万が一にも重度障害者になったときは、初診日において20歳未満の者の取り扱いに準じて、無拠出で障害基礎年金を受給できるようにすべきだというふうに明確に書いていますが、要は、任意加入したかしかただけの

違いで区別を設けるな、という意味ですね。  
証 人 そうです。

代理人 無拠出であることであれば、保険料を払っているか払っていないかは実際的には違いがなくなってくるのではないかと、そういう意味ですか。

証 人 そうです。  
代理人 甲第13号証を示す。

これは、昭和59年に衆参両院議長あてに無年金者救済に関する請願という形で出されたものですが、これの請願の要旨を見て下さい。無年金者に月額5万円の基礎生活費を支給して下さいという形で、仮称ですけれども、基礎生活費という要求を立てておられます。これはどういう趣旨のものですか。

証 人 これまでの交渉で、年金を掛けていない人には年金は出せないというふうになんか言われたものから、年金を支給して下さいというのではなく、基礎生活費という名目にしたというふうに聞いています。

代理人 つまり、所得保障という中身を名前からはつきりさせようという意味ですね。

証 人 そうです。年金ではなくて、重度障害者に対する所得保障という意味です。

代理人 ある面、厚生省が当初から何らかの方策という中で、年金はただけで他のことをというのなら、じゃあこれをするというふうな、そういう趣旨も含まれているんですか。



証人 年金は支給しないけれども福祉措置でどうのこつこのつ曖昧な回答でしたので、それを踏まえての基礎生活費という名称になったというふうに聞いています。

代理人 甲第14号証を示す。

昭和61年の衆議院議長あての請願書を示します。もうこの時期は、いわゆる年金の昭和60年改正というものは終了した時期ですか。今回の請願の趣旨は、3枚目のところにありますが、現在無年金となっている重度障害者を救済して基礎年金を支給してくださいと明確になっていますね。

証人 つまり基礎年金制度ができませんでしたので、この基礎年金を支給して下さいという理論だと思えます。

代理人 先ほどお尋ねした無拠出であるということから、任意加入してない人にとっても同じではないかということですね。

証人 同じですということですね。

代理人 請願趣旨の理由の3枚目のところを見て下さい。ここに当連合会の中でこうした脊損者がいますが、先ずこの方たちの二、三の生の声を紹介しますと言つことで、Nさん、Tさん、Sさん、そして息子さんが障害者になった母親のFさんというように紹介されていますが、この方々も皆会の方で、全員が大学生の本件の原告と同じ立場のような方々ですね。

証人 そうです。

### 七、無年金障害者の実態調査は行なわれなかった

代理人 甲第1号証を示す。(脊損二ユース・平成6年2月号で、無年金障害者問題取り組みの歴史の内容)

この中の、昭和60年9月の項を見て下さい。無年金障害者救済について、連合会は初めて高橋辰夫厚生政務次官に直接面会し陳情を行なうことができたとありますが、この初めてというのはどういう意味ですか。

証人 これまでは、厚生省の担当、年金局、或いは障害福祉課の課長以下の方々と交渉してきましたけれども、この高橋辰夫先生は北海道出身で、実は北海道支部の顧問ということでもありました。それでその方が厚生政務次官になられたということで、連合会は直接会つことができ、無年金障害者の問題をお願いしたというような次第です。

代理人 要は、厚生省の中で会える人の役職というが、ランクというが、それがその中で政務次官の方が初めてだという意味ですね。

証人 そういう高い位置にいる人のことを言っていると思います。

検討させてほしいと。これは、これまでの回答とほぼ変わらないんですが、救済方法も考えてみるし、どのくらいおられるのか調査を命じたいということですね、やはり調査のことを話されていますね。

証人 はい。

代理人 その回答にある実態調査はやっぱり行なわれなかったんですか。

証人 行なわれませんでした。高橋辰夫先生は、非常に優しい方で、私たちの障害のことについて本当に詳しく知っていました。本当に私たちのことを気の毒だというふうに心のそこから思っていた人です。今はもう亡くなられましたが、そういう方と巡り合ったということですね。しかしながら、やっぱり調査は行なわれなかったということですね。

代理人 したがって、無年金の障害の方々がどんな層、どういう状況で生まれたのか、どんな生活をしているのかというのは、結局自主的な調査がずっとなされないままということになるんですね。

証人 そうということですね。

### 八、運動を継続させる原動力は何か

代理人 甲第15号証を示す。(昭和62年の無年金者救済に関する重度身体障害者の請願書、衆議院議長に対して無年金障害者の救済を要

望したもの)

これはもう昭和60年改正後ですから、冒頭の請願の趣旨は、障害基礎年金を支給して下さいということになるわけですね。

証人 そうです。

代理人 それで、具体的な改善項目の中で、2番目に任意加入の大学生の在学中受傷の重度障害者に対する障害基礎年金の支給ということを明記されるわけですね。

証人 そうです。

代理人 その後の書証はあと特にお示しませんが、昭和62年の今の請願から始まって、ほぼ毎年、同趣旨の救済を求める請願を続けておられますね。

証人 そうです。

代理人 この請願についての、それぞれ請願先の対応はどのようなものですか。

証人 一通り審議の過程が発表されますが、それを見ると不採択が圧倒的に多かったというふうに思っています。

代理人 採択はされるんですか。

証人 多分参議院で1回採択されたということで、私たちも一喜一憂したことを覚えていますが。

代理人 毎年というが、昭和50年から請願や陳情をやっても具体化しない場合には、請願する側としても非常に徒労感とか、ある意味では継続していく気力というものがなくなる

場合も多いんですが、にもかかわらず、会としては非常に様々な問題提起もしながら続けてきておられますが、その原動力は何ですか。

証人 先ず一つは、全国の会員の人の無年金の解決のための要求が強かったこと。そして、そういうことを強く推進すべきだと言つ

会員は年金を受給している方々なのです。つまり年金を受給している人が、受給していない人のために運動を継続しなさいと、連合会本部に要求してくるわけです。それにあと押

しされ、勢いづけられて連合会本部も全然気力も落とさずにやってこられたというふうに考えております。また、連合会本部の役員も

それなりの意欲をしっかりと持っております。いまでも、私も持っております。

代理人 例えば全国の支部が集まった会議などでは、この無年金者の解決の問題というのは強い声が出山あがるんですか。

証人 これはもうやはり強くあります。

毎年開催される全国大会でスローガンを貼り付けるわけですが、トップ項目は無年金障害者の解消ということがあげられています。また、運動計画、事業計画も無年金障害者の解消のための請願、陳情というのがトップ項目としてあがってきます。

代理人 それだけ根強いというか、必要性の高い要求があるので、あきらめることなくというか、毎年少しでも解決を求めて行動され

てきたということですか。  
証人 そのとおりです。

### 九、アンケート調査結果と無年金障害者の人数

代理人 甲第37号証を示す。(平成4年に連合会が実施したアンケート調査による無年金障害者の生活の実態調査)

これは連合会が行なった無年金障害者に対するアンケートですか。

証人 その通りです。3回目になります。

代理人 こういうアンケートの結果は、その都度厚生労働省には資料として提供はしているんですか。

証人 これを基にまた交渉を行なっているわけですが。

代理人 したがって相手は当然実情が分かっているわけですね。

証人 当然です。

代理人 この平成4年のアンケートを見ますと、従来よりも人数が増えてますね。

証人 はい。この時は、114名いる中の93名から回答を得たということです。

代理人 その方々の生活実態はそこにあるわけですが、おおむねどのような結果がそこに浮かび上がってきたんですか。

証人 これを読んでいただいたらわかるわ

けですけれども、やはり年齢が38歳から47歳の人が一番多いとか、生活の糧を親戚などに求めているということがはっきり分かると思います。それで、いずれも障害は重いということがいえると思います。

代理人 甲第24号証を示す。(答弁書で、当時、旧厚生省として10万人強程度の無年金障害者がいると推定しているもの)

少し時間は飛びますが、平成10年3月17日の荒木清寛参議院議員の質問趣意書に対する橋本総理大臣の答弁書を示します。先ほど八代議員による質問趣意書のことはお尋ねしましたが、それ以降、議員の方からの無年金障害者の救済に関わる質問趣意書というものを出してもらったことはあるんですか。

証人 これが2回目になります。

代理人 今見ていただいている荒木議員が2回目ですか。

証人 2回目です。

代理人 この方に質問趣意書を出すきっかけになったのは何ですか。

証人 荒木議員は愛知県の議員だと思いません。愛知県にも私たちの支部がございまして、その支部長が無年金障害者のことをお願いした結果、荒木議員が質問趣意書を出すということになり、そしてこの後私たちとともに無年金障害者問題について厚生省交渉に加わってもらったと記憶しております。

代理人 この回答の中に、大臣の答弁書で厚生省において、無年金障害者の人数について一定の前提を下に10万人強程度と推定しているという数字が書いてありますね。

証人 はい。

代理人 これについては、その後の交渉で何か詳しいことを聞かれたことはありませんか。

証人 このとき初めて無年金障害者が10万人いるというように当局から伝えられたというか、10万人もいるんだということに驚いたことを記憶しています。その後この人数は、国会答弁等で使用されてきた人数だと思いませんけれど、現在調査している中では12万人になっているということになっています。

代理人 そういう実態の下に、この答弁書でも救済のことはあるんですが、いまだ具体化していないということはご承知のとおりですね。

証人 そうです。このとき荒木議員は、学生無年金とサラリーマン妻の任意加入と、それから国籍条項による無年金者については、明らかにこれは制度上の不備があったというふうに指摘しております。

代理人 この10万人に対してどのような実態調査がなされたかについては何か説明がありましたか。

証人 ございませんでした。

代理人 証人の認識では、先ほどおっしゃっ

たように、昨年から始まった実態調査というのが、政府というか、厚生労働省が正式になう初めての物ではないかという認識を持たれてるわけですね。

証人 そのとおりです。

代理人 それで、実物を正式に刊行されるものはもう少し先なんでしょうが、この最近されたという調査、正式には所得等の面から見た障害者の生活実態に関する調査研究という内容のものなのですが、これはどのようなものかご存知ですか。

証人 はい。これは、国立身体障害者リハビリテーションセンターに入所した人たちのデータから、無年金ではないかと思われる人たちのデータを5千数百名集めて、その上で調査をした結果、1300名から回答を得たというような報告書だったと思います。

代理人 証人はその草稿というか、未定稿というものはお持ちですか。

証人 私たちはこの調査に協力いたしましたし、ヒアリングが行なわれ、私たちの考え方だとか、先ほど提示しました第3回目のアンケートの調査データとか、私たちの沖縄県支部の無年金についての調査結果等が掲載されております。

代理人 その内容について、先ほどおっしゃったのが、余りこれまで会として把握している実態とそう違いはないようだという感想に

なられたわけですか。  
 証人 そうです。大体目を通したんですけど、余り変わりはないんじゃないかというふうに思いました。

### 十、最後に証人としての考え方、意見、感想

代理人 今回証人にでいただくために、過去のまとめられた内容ももう一度見直していただいたり、学生について問題提起したことが、今となっては法制度で今の学生については解決をしているという現状がある中で、証人としてはこの問題についてどういう意見、感想をお持ちですか。

証人 ずっと見回して考えた結果ですが、やはり一つは、知らなかったこと、つまり国が広報等で知らせたと言っても、それでも国民は知らなかったんですから、それは国民の方が私は正しいと思うんですね。厚生省や国も知らせたと言いますが、全員一人、ひとりに行き渡っているという認識は持っていないと思うんですね。国民は知らなかったというのは、私は正しいと思います。そのことは、結局今は改善されました。周知徹底されていないのではないかとという私たちの要求に対して、今は改善されました。改善されたということはやっぱりそこに不備があったからです

ね。今は、二十歳になったら確実に通知がきます。そして、年金掛けなければいけないということを自分の名前あてでくるその書面で確認することができませんが、当時はそうではなかったわけですので、知らなかった人が後で障害になって年金がもらえなかったら、これは確実に知らせなかったことが悪いのであって、この人たちには何らかの保障をしていただかなければならないと考えています。

それからもう一つ、荒木議員もおっしゃったように、学生の無年金とサラリーマンの妻の無年金、或いは、外国籍の人などは除外されてたり任意加入であったわけですが、この方たちには明らかに制度上の不備があると言っておりますけど、私もそう思っております。その証拠に学生については、1991年に強制加入になりました。やっぱり改善されたんですよ。今では改善された上に、掛け金は後納してもいいですよという制度にまでなった。また免除制度もありという改善もされました。改善されたということは、やっぱり不備があったからなんですよ。

そういった改善前の人にそういう犠牲者が出たわけですから、この人たちはやっぱり救済されるべきだというふうに私は思っております。

それから、サラリーマンの妻が重度障害者になって、その後離婚した方、この方も当時

は任意加入だったんですね。しかし、昭和61年に改正されて、妻の年金が保障されるようになりました。やっぱりこれも改善されたわけなんです。改善されたということは、やっぱり不備があったから改善したわけですね。その人たちもその時代の犠牲者ですので、その人たちにも国は何らかの保障をする必要があるということになります。

これまでの長い厚生省交渉の中で、「障害になってから年金に加入して年金をもらう」ということは、火事になって保険に入るような「もんだ」とか、また、「そんなことをしたら年金制度は崩壊する」などと何回もひどいことを言われてきましたが、しかし、今国民の40%が年金の掛け金を払っていないという事実があります。これはもう既に崩壊していますよね。無年金の人が救済されなくも既に崩壊しているんですよ。だから、重度障害者になっても無拠出で障害基礎年金がもらえるような方法にするしかない私は考えています。そういった考え方でこれからも運動を進めていく予定でありますけれども、裁判長におかれましては、是非そういったことも考慮いただきましてこの問題が解決するように、いい判決を切にお願いするものです。

以上



# 介護保険制度との統合反対・ 一般財源化反対(その2)

(6月18日・社会保障審議会障害者部会ヒアリングより)

副理事長 大濱 眞

「財源の在り方と信頼の原則について」  
1、「社会保障審議会」とは、また「あり  
方検討委員会」とは、一体何の目的で開  
かれてきたのか？

平成8年6月10日 身体障害者福祉審  
議会(意見具申より)

障害者施策が公の責任として公費で  
実施すべきとの関係者の認識が強い点  
身体障害者以外の障害者施策が一元  
的に市町村で行われていない点  
障害者の介護サービスの内容は高齢  
者に比べて多様であり、これに対応し  
たサービス類型を確立するには十分な  
検討が必要であること  
保険移行に当たっては、障害者の介  
護サービスをはじめとして現行施策と  
の調整が必要と思われる点

この時点での課題について、昨年3月  
まで何等検討すらされずに放置されてお  
り、現段階でもこれら課題が積み残され  
たままである。

この課題を積み残しのままで、公の責  
任として公費で実施すべきか保険で実施  
すべきかについての判断は現段階では無  
理である。

2、昨年(H15年)末の在宅サービスの予  
算が不足であるとの事態において、厚生  
労働省、政治家、障害者団体が共同で予  
算確保のための活動(財務省より省内予  
算の流用が認められる)をした結果、予  
算を確保したとの大臣説明であった。

しかし、現実の予算配分において、居  
宅でのホームヘルプサービスだけが予算

不足となった。しかも、福祉水準の高い  
都市部(東京、大阪、札幌など)に偏っ  
た削減であり、この削減の手法は、

「障害者基本計画」と「重点施策実  
施5カ年計画(新障害者プラン)」

「平成15年度からの10年間にわたる  
「障害者基本計画」および最初の5カ  
年の目標である「重点施策実施5カ年  
計画(新障害者プラン)」を定めてい  
る。この計画の中で、「障害者が地域  
において自立し安心して生活できるこ  
とを基本に」を無視した配分である。

「骨太の方針2004」より

障害者の雇用・就業、自立を支援す  
るため、………地域生活支援のた  
めのハード・ソフトを含めた基盤整備  
等の施策について法的整備を含め充実  
強化を図る。

この法的整備の充実強化の方針から  
も逸脱している。

3、私たち多くの障害者及び障害当事者団  
体として望むこと

地域で障害者が普通に暮らすことは  
「地域で障害者が普通に暮らせるこ  
と」であり、障害や難病の程度がどの

よつに重度であろうと一人の人として社会に認められ地域で自立することを支援することこそ国の役割です。今求められている公平とはこのことです。介護にかかる金額の多寡によつて公平であるかないかではなく人として公平に扱われているかということです。

このように人権、生存権が守られるかどうか公平の基本原則です。

上記で述べたように省内予算の流用が認められたにもかかわらず、一部の高福祉の地域を切るといふ施策は厚生労働省としての役割放棄である。

このような基本的な役割を「これが限界です、判ってください」はない。予算不足の際の昨年末のように、何故一緒に交渉しましょうとの提案がなかったのでしょうか。

#### 重度障害者の地域生活

私たち障害者の基本的視点は、例えば、現在千葉に住んでいるS君6歳は交通事故で頸髄を損傷し自立呼吸ができなためベンチレーターを使用しています。このような子供達が成長した時、どこの市町村に住んでいても、一人で自立し普通に暮らせる制度設計

が介護保険制度の中でできるのでしようか？」ということです。

そこに要する介護時間は一日30時間から40時間必要となることもある。このベンチレーター使用者や重度の四肢麻痺者が人として生きるためには、24時間以上の介護時間が必要であり、そこではケアマネの手法では無理である。ましてやボランテアをお願いすることは、命の危険が伴い不可能です。ボランタリーな精神でこのような命にかかわる部分の介護はできません。この様に重度要介護者にとつては共助に頼ることはできません。

### 「障害保健福祉施策ついて」と「介護保険制度との関係」

#### 1、障害者福祉と高齢者福祉について

##### (1) 高齢者福祉

要介護度4、5以上の人は、ベッドに寝たきりで人生最後のライフステージを家族介護では家族が崩壊してしまうためにレスパイトの意味合いが強い福祉。

人間はそのライフステージの最終

では特別なアクシデントがない限り必ず高齢となる。

高齢者人口は現在2400万人(総人口の20%)で今後は、20~30%の割合で加速度的に増加する。

介護保険利用者数は現在280万人でありその増加割合に比例して加速度的に増加する

##### (2) 障害者福祉

要介護度5以上の人が自立して社会で生きてこそ価値がある。このような幅広いライフステージにある人がその障害程度が軽度であろうと重度であろうとベッドに寝たきりではなく、車椅子やストレッチャ等を使つても社会参加するための福祉。

障害者は、それぞれが特有(先天的な遺伝子的、薬物的、物理的等)のアクシデントにより個別な障害特性を持つており、その原因は高齢者のように必然的ではない。

障害者人口は、400~600万人(総人口の5%)であり今後横這いかむしる低下傾向である。

支援費の利用者数は32万人であり、その増加割合は障害者の地域移行定

着後は横這いで推移する。

このように全く異なる福祉をユニバーサル介護という言葉で、同時平行的に福祉論を論じることには、言葉のごまかしである。

2、三位一体の改革、一般財源化について  
(介護保険との整合性について)

「三位一体の改革、一般財源化」の基本的趣旨は、小さな国家、小さな政府と地方分権の確立であることは言うまでもない。

このことは各省庁も民間の会社のよりにリストラするということです。このように考えると、国の役割として残るのは、外交、防衛や生命にかかわる部分であろう。

この命に関わる部分として現行の「高齢者の介護保険」を考察した場合、この制度を30年40年守りつづけようと言う姿勢だと、現在の年金のような事態が起これりかねない。ここについては、むしろ現行の要介護度4～5の人については国が責任を持ち、この部分はすべての納税者で支える。一方では、若い世代や高収入

の人達は民間の保険に誘導することが責務なのではないでしょうか。(効率的であり、民活にもつながる)また現行の一律応負担も応益・応能負担の姿が望ましいであろう。

数日前の報道で、「社会保険庁の民営化視野に改革」に入れるとの報道がなされたことでも明らかであるように、今後は、労災保険が昨年度の委員会で民営化に関する議論が既にされているように、医療保険など国が関与しているあらゆる分野・保険全般がこの5～10年の間に民営化議論が俎上に乗るであろう。

この場合、介護保険もまた民営化議論の対照となることが十分予測される。この時また再び障害者福祉の部分は当然民営化が不可能であるから別途の施策を模索するという不毛な議論に巻き込まれないと言い切れるのか?

現行の「障害者の介護制度」を考察した場合、

そのライフステージがあまりにも広いことと、障害特性により介護内容が多岐、多様であること。

重度障害、重度難病の場合、介護サー

ビスとその内容で命の関わる部分が直接的に関係していること。

このようなことを勘案した場合、どのような障害があるうとも人として地域で普通に生きる、生活していくために必要な介護はその予算規模を配慮しても、国庫による負担金で言うことがその本来的なありようではないだろうか。

すなわち国が負担し保障する命を守る分野でありこの国庫補助金は、一般財源化の対象外とすべきであろう。その他の保険分野のように最低標準(ミニマムスタンダード)の保障では無理である。

《障害予算規模》

高齢者の費用と障害者の費用について

高齢者人口は、H17年度に20%、その後伸び率は増加一途となりH32年度には28%と推定されている。一方、障害者数は現在の400万は今後むしろ減少傾向を示すと予測される。これに伴い費用の増加も比例するであろうと予測され、今後、地域生活障害者が増加しても、居宅生活支援費は、現行の600～700億円の倍である。1200～1500億円の範囲内に納まるであろうと予測される。この予算割合は、平成37年の介護保険は20兆円という予測に対

し、障害者支援費は、在宅サービスの伸びが中心であることを顧慮すると、障害者の高齢化や雇用機会の増加等もあり総額でも5000億〜6000億円の予算規模（支援費／介護保険1／30）で十分であろう。

3、地域移行している障害者の現状（介護保険統合で難しくなる地域移行）

一人暮らしの地域生活障害者が増加することにによりヘルパー制度は毎年、各市町村で、徐々にではありますが確実に制度が伸びています。

しかし今現在は24時間介護の重度障害者が1人で暮らせない市町村がほとんどである。今後も制度が各地で伸び続ける環境が必要です。先進各国では24時間以上の介助が得られるのは普通の事です。

現在の障害保健福祉部でいわれている白紙状態に近い抽象的な介護保険と障害ヘルパー2階建て統合方式には、以下の問題があるため反対といわざるを得ない。その理由は7月号「介護保険統合で難しくなる障害者の地域移行」を参照

現段階での2階建てヘルパー制度では、今後より良い方向へ制度の改善がなされることがない。つまり、「日本のほとん

どの市町村では長時間介護が必要な（身体・知的・精神）障害者は施設・病院から2度と地域に自立できない国になる」という大きな問題が発生します。

4、ケアマネのシステムについて

介護保険のケアマネージャーのシステムには大きな問題がある。都道府県の訪問介護事業所向け実地指導では、ケアマネがまったく対応できない人工呼吸器利用のALSなどの重度障害者に対しても、「現実では利用者の希望で介護計画を作れない仕組みとなっている。利用者に対してプロであるケアマネの作ったプランで訪問介護を行うように」（つまりケアマネ＝プロ、利用者＝ケアマネの下）という指導が行われている。病院での教育を受けたケアマネは、患者を管理するものが正しいという教育を受けており、利用者が自分で介護計画を作ることには不機嫌になる傾向が多い。地域で自立したい障害者は管理を望んでいません。情報提供と自分でプランが作れるようになるまでの側面支援がほしいだけです。

また、たとえば、2人介護や同居家族がいる場合の家事援助の利用にもケアマ

ネの理由書が必要になるなど、介護保険制度では年々、当初理念の自分でサービス内容を決めるといふ理念は消えていく改正が行われている。利用者が自分でプランを作り、市町村に提出する自己プラン制度もありますが、点数計算など複雑な内容のため、都市部でも1つの市に利用者が0か1人というところがほとんどという現状である。また、自己プランの提出を拒否する市町村も多くあるとさえ聞いています。

5、補装具や日常生活用具について

補装具の車椅子などは、介護保険のレンタルに入っているため、介護保険開始時にそれまでのオーダーメイドの車椅子の生産は全国で半分に減りました。

障害者の場合、各種の障害特性により自分の特性に合った車椅子を作る必要があり、これらの車椅子以外では、さまざまなかたちで体に不具合が生じ2次的障害の発生や、外出等の社会参加に不具合が生じる。したがって、ほとんどの障害者は、既製品のレンタル範囲内で対応することは不可能である。

市町村から自治体負担の少ない介護保



険のレンタルを使うように強制され、体に合わない車椅子を使わざるを得なくなつて、ジヨクソウができたり、外出ができなくなった障害者がいる。

また現行の日常生活用具の給付は、各種障害者が日常生活を送る上で最低必要な用具が支給されているに留まりこれらの一般財源化や削除はありえない。

最後に、

今年 は年金、17年度は介護保険、そして医療、消費税と国策にスケージュールがあることは十分承知しています。

障害保健福祉部の部長をはじめ優秀な方々の熱意も十分に伝わってきます。

しかし、障害部の有能な方々と約1年間さまざまな形で話をさせていただきましたが、そこに強い熱意は感じられませんが、温かい心が、人としての温もりが欠けていたように思えてなりません。私は、恩恵や慈悲を施してくれなどという気持ちにはまったくありません。障害があるつとなかろうと普通に暮らせる生活をきちんと国として担保する姿勢を血の通った人として誠意と熱意で取り組んでください。

この場でこのような発言は不適切かもしれない、しかし敢えて言わせていただければ、私は、この1年間「ああ、この人は一貫して血が通っている」と思った方はある部局の局長ただ一人でした。

個人的には、この人の意向になんとか沿いたい、そのように障害部も動いていただきたいと、老健局主導でない動きを何度もお願したつもりです。

しかし、たとえばつい最近の「要介護認定の調査」では、表向きは介護制度改革本部となっていますが、実質的には老健局の課長補佐が前面に出てきています。本来このような調査については、計画段階から障害当事者も入れた企画でなければと言つ配慮がなかったのでしょうか？私たち、障害者及び障害者団体はまったく信用されていないのかと慙愧の念に耐えません。

予算配分、そして今回の調査と、私たちは、また裏切られたという思いが強い。是非、障害部の方々に頑張っていただき、障害者福祉のあるべき姿に血の通った熱意で再度、必要な心ある修正を今からも加えていただき、多くの障害者及び障害者団体の期待を裏切ることのない施策

制度設計に向けて再出発をしていただきたい。

私達の願いは、この大きな制度設計の変わり目で、これから20年先、30年先の障害者たちから、「あのときの選択は良かった。間違っていないかった。」と言われる制度設計となるかどうかです。そのためには、是非、障害者福祉として、人としての血の通った制度設計に再チャレンジしていただきたい。

このことを、小泉首相の「日本に生まれてきてよかった。そんな日本に。」という言葉と重ねていただきたい。

従つて、現段階の厚生労働省と私たち当事者及びその団体との間に信頼関係の溝があり、介護保険への障害者施策統合論についての具体的内容が全く不透明な現段階で、障害者施策のみを切り離して考えるべきか、統合論のなかで考えられるべきか、今は判断することは不可能である。

以上



# 神奈川県支部

1977.12.3 第3種郵便物認可 14  
(発行日)2004.8.15 SSKP 通巻第2634号

構成・脊損ニュース編集員 仙人芳子

当連合会、発祥の地である神奈川県支部。写真でご紹介の20名(支部総会出席者+荻野さん、赤城さん)中に、全国アーチェリー活動代表者が1名、連合会歴代代表者3名と石を投げれば

長に当たる状態。なのにエラソーな雰囲気ゼロ、吹き出さずにいられない口の悪さが愉快にとびかう。

保証します!ありのままのあなたで、居心地のいい、なかなかの出逢い。

▼木下さん ▼山崎さん ▼路川さん ▼山崎支部長 ▼名和さん 森田さん▼



▲田辺さん ▲鈴木さん ▲鈴木滋美さん

名和さん\*支部のおもしろいこと?みんなにじめられるからな(笑)

名和輝子さん(▶奥サマ)\*二人とも年下にモテモテ、孫の面倒ばかり見てます(笑)

鈴木さん\*地引アミとか船のクルーズとかには、他の支部の人も、よくきてくれるね。

鈴木滋美さん(▶奥サマ)\*だから、もつと、うちの支部のひとも出てきてください(笑)

町田さん\*若い人もつと出てくるというね。

木下さん\*ぜひ若い人、おいでよ。日本で一番活発な支部だよ。うちの支部から始まった催し多いし参加してソソにならないよ。

妻屋さん\*うちの支部は各地区に責任者を決めて、すべての情報は、全会員にいていねいに届くようになっているのが特徴だね。

山崎裕美子さん\*うちのはかわつてる?かも(笑) 人生相談も受けてますね、女の子から。

ただ相手の話を聞いてるだけで救われる人もいるみたい。ふつと、男の人にはいえないようなことも言えちゃうって(笑)

山崎支部長(▶ダンナサマ)\*うーん、うちの支部、面白くしたく・ないかな(笑) 全国の中で、実のある会にしてほしい。支部長や役員がやるんじゃないよね。皆さんの力。

路川さん\*マジメな支部だからね。(外野の声、ウソウソ) 介助犬かわいいぞ、うちの犬。

森田さん\*地引網は当日まで天気と風とニラメッコ。強風中止は当日朝5時に網元からの電話。

# みなさんの力 だね



▶名和輝子さん



▶山崎裕美子さん



▶赤城さん



▶荻野さん

▼杉山さん

▼新田さん

▼妻屋さん

▼沢藤さん

▼藤原さん

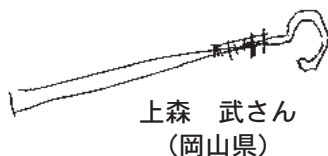


▲深谷さん

▲町田さん

人気は高いけど大変なんで、うちのには、もーやめてねって言われてる(笑)  
 沢藤さん\*ホームページを充実させたいので、みなさん情報送ってください。  
 山崎敏夫さん\*入って半年、平成4年にケガした新人(笑)でも参加すると楽しいですよ。  
 深谷さん\*荻野さんに誘われて議員会館に行ったり、住まいのアドバイスをもらったり、荻野さんはいつも泣き言一つ言わずに頑張っていると思うと、自分も頑張らないとって。  
 赤城さん\*優しい人が多いのが、いいわね。  
 杉山さん\*そうね。心の広い方ばかりだから、言いたいこと言えて、居心地がいいのね。  
 田辺さん\*いつもみんなと出合える場がほしいなー。荻野さんが以前、「友達と地元で出会うことを目標にしているよ」といわれて。  
 荻野さん\*福祉の領域は人との出逢いを大切にしたいよね。みんな病院に見舞いに来てくれて、この場をお借りして、ありがとう。  
 藤原さん\*みんないい人が多いね。平成3年にケガをして、以前の病院では「神経は1日1ミリ伸びます」と言われて、マジで歩いて帰れると思ってた。移った病院で1年以上たつて知り合えたのが悪友、路川さん(笑)  
 新田さん\*箱根から連合会の基礎ができた頃、調査力抜群の高柳利雄氏、法的に弁護士より詳しい藤田利作氏という二人の超巨人が今の土台を創ったことも忘れたくないね。

会議、旅行で身障対応のホテル・施設でも十人十色の障害の現状に対してはまだだだと思えます。特にトイレが使えないのが1番不便なので、我家の必需品はペットボトルとカテーテルのジョイントのくだ(すいそうに空気を送るくだを利用しています)



上森 武さん  
(岡山県)

車椅子を引っ張ったり、車の奥の方の物をとったり、長い柄を付けた物はカーテンの開閉に。



津久井隆さん  
(群馬県)

長い棒にフックをつけておくと便利だよ。



カテーテル  
(北海道)  
佐々木広子さん



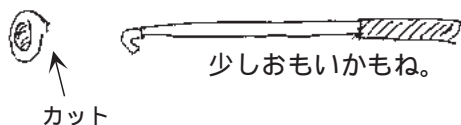
ペットボトル



アルミ棒で回す

杉山勝幸さん  
(埼玉県)

リサイクルセンターで、ゴルフクラブを100円で買い、ヘッドを取り、先をまげて物を取るようになっている。



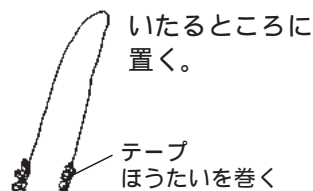
山平 誠さん (岩手県)

少しおもしろいかもね。

カット

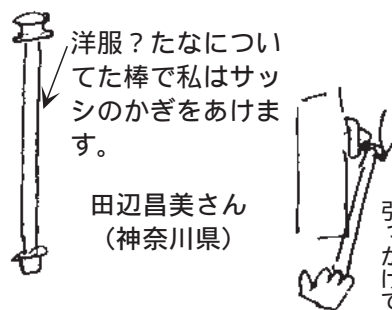
・100円で物つかみ。

斎藤美恵子さん  
(三重県)



いたるところに置く。

テープ  
ほうたいを巻く



洋服? たなについてた棒で私はサッシのかぎをあけます。

田辺昌美さん  
(神奈川県)

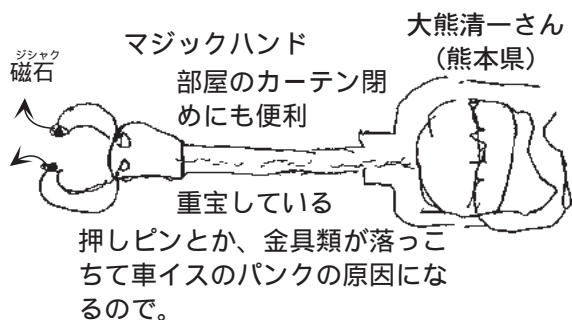


引っかけて

クリーニングでもらったハンガーを利用



千葉 均さん  
(千葉県)



マジックハンド

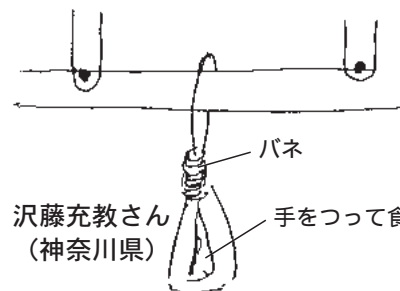
大熊清一さん  
(熊本県)

部屋のカーテン閉めにも便利

重宝している

押しピンとか、金具類が落ちて車イスのパンクの原因になるので。

天上走行式リフター



沢藤充教さん  
(神奈川県)

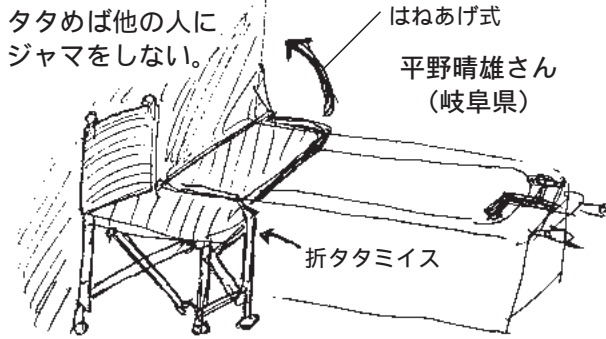
パネ

手をつって食事

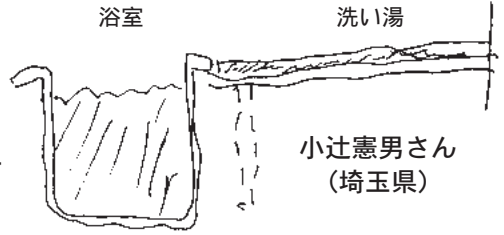


さすが工夫の達人たち！今回はイラスト特集。  
 似たアイデアで掲載できなかったかた、ごめんなさい。

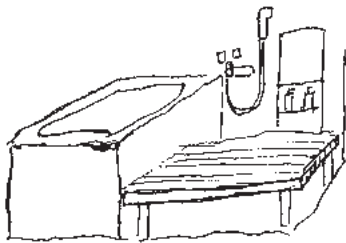
フロ用のイス、折  
 タためば他の人に  
 ジャマをしない。



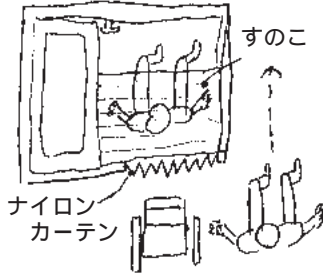
平野晴雄さん  
 (岐阜県)



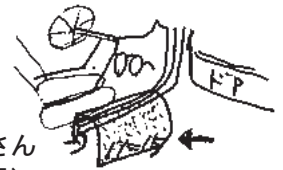
小辻憲男さん  
 (埼玉県)



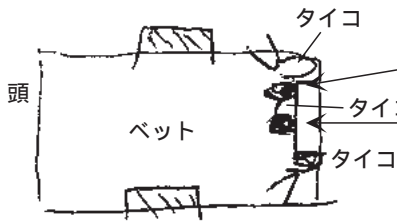
松田靖利さん (三重県)



車イスで傷をつけないようにマイ  
 カーの敷居に60cm×30cmのカーペ  
 ットを(片端のみ)ボンド付けして  
 いる。



新田輝一さん  
 (神奈川県)



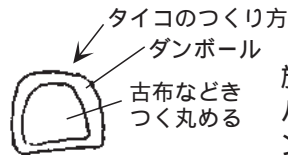
名和輝子さん  
 (神奈川県)

座敷で置の上から車椅子に上がる  
 時にD Y Iで買った部品を組合せ  
 て作ったものです。

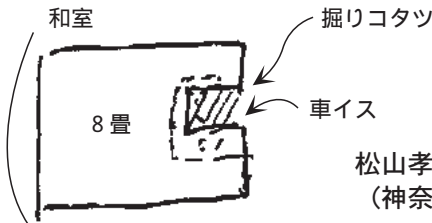


野口忠明さん  
 (香川県)

足の角度で痛みが出るためベル  
 ト等しめてねる方に。

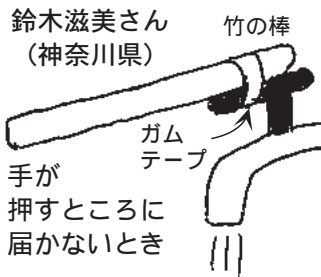


旅する時など、カバンをひざに乗せるが、カ  
 バンのベルトを車いすの回りをまわしてカバ  
 ンに止めると、車いすで前のめりになっても、  
 車いすから落ちない(身体が)。



松山孝久さん  
 (神奈川県)

車イスごと掘りコタツに入れるよ  
 うに和室タタミ1枚取り外し可能  
 にした。



鈴木滋美さん  
 (神奈川県)

笠井弥太郎さん  
 (山口県)



連載

# 「BOOK ENDDLESS」32

佐賀県支部 中島 虎彦

なくなる場合が多いが、

「すべてを奪われ、すべてを諦めさせられ、信仰だけしかあたえられない世界に、短歌(うた)という自己表現の道があたえられたのだ。どうしても興奮しないでいられるだろう」

「忍びてゆかな 小説津田治子」  
(大原富枝著、講談社、1982年)  
たまには郷土の先達をご紹介させてもらおう。

19歳のとき父から引き裂かれるように、近隣の牧師の斡旋で熊本の私立回春病院に入院する。幸いそこで親友を得て初めて人なみの生活を味わう。回春病院は英国人ハンナ・ライト院長による慈善施設であり、そのキリスト教信仰に触れるうち

「どんなことが起ころうとも揺らくことのない安心立命」

を確立しようとするが、謹厳な信仰生活にすこし窮屈さも感じはじめ。

たことだろう。

津田治子という歌人をごぞんじだろうか。  
「忍びてゆかな 小説津田治子」(大原富枝著、講談社、1982年)によると、治子(本名不詳、1911年・63年)はわが佐賀県呼子町生まれで、小学生のときハンセン病と診断されるが父の慈愛を受けて育った。娘盛りはたいそう美しかったというが、病ゆえの失恋から自殺未遂したりする。次第に重くなり裏の崖下の小屋に隔離される。世間の好奇にさらされた幽閉は悲惨だったろうが、

思いまどう心の隙間を埋めてくれたのは昭和12年頃から始めた短歌であった。翌年には土屋文明主宰の「アララギ」に加入し、堅実な写生の詠風をうけつづ。会員で「かがよひて斑雪(はだれ)ぞ残る英彦山(やま)に独活(うど)は萌えぬむ臥せりあて思ふ」などの名歌をもつ伊藤保と切磋琢磨し、ひそかな恋仲ともなつてゆく。信仰と芸術は並び立た

当時のハンセン療養所には世間との唯一の回路としてどこでも文芸部が盛んだったのだが、原稿は郵便物同様すべて真空ホルマリン消毒された。それに対する抗議など思いも寄らないほど、患者たちには表現への熱意が渦まいていた。入選作が載ると、活字の晴れがまさに治子は何度も開いては眺めまた閉じた。親のつけてくれた名前を捨てて自身のつけた名前は、それまでは病院で医療を受けるための記号にすぎなかったが、誌面に印刷された「津田治子」は初めて人格をともなつて存在する人間であった。どんなに愛おしかったことだろう。

「誰にも逢わず、誰とも話さず、いつも自分とだけ向き合って暮すことそのことは、私にはそれほど辛くはない。自分のことをいつも歎いているわけでもなく、病気のことを忘れているときのほうがむしろ多い」

初めのうちこそ魂の叫びのような数首があったものの、写生の意味が治子にも次第にわかってくる。「自然をよく観ることの大切さは、作歌のためだけではなく、まず、よく生きるということの大切な手段だ」と。そうなるともう他の患者たちのように「争ふ如く」「狂した如く」祈ることもしなくなつた。

その3、4年前から「癩文学」ということがしきりに言われ、北条民雄の「いのちの初夜」がベストセラーになっていたのだが、治子は絶対に読もうとは思わなかった。

「いかに優れた文学であっても小説や記録には、救いがない。北条民雄という人はあれだけの小説を書いて果して救われたらどうか」「短歌(うた)はちがうのだ。短歌には救いがある。三十一文字というこの短い詩形に凝縮された短歌には、これを発見した人々、太古の日本人の魂のリズムがある。それは日本人だけの魂に連綿と流れつづけていまま私たちの血のなかにある」。

北条にしてみれば、救われなくて小説を書いていたとはかざるまい。この断言にはいささか硬直を感じるが、まさしくこのような療養歌人たちによって、亡びそつで亡ばない短歌は引き継がれてきたのであろう。

やがて戦時色が濃くなるとハンナ氏への監視も強まり、伊藤のいる熊本で国立九州療養所に転院する。しかし伊藤との短歌の確執から、呉服商人だった吉川慧と結婚する。吉川は「美しいものはかり見てきたから、美しいものが好きだ(中略)生きてある限りは美しい気持ちで生きよう」といっような夫だった。

しかし終戦を迎え介護の甲斐なく死亡する。のちに年の開いた浜岸幸二と打算もあって再婚するが、その家族とも確執を味わう。結婚できない障害者に比べるとまだしもであらう。

昭和32年には特効薬プロミン投与が始まるが、すでに顔が崩れ視力も失いかけていた治子には興奮もなかった。生き残ることは死ぬことよりも恐ろしいことだった。治子は誰よりも解放と自由を求めていたが、それが全国国立療養所患者協議会のような運動になると、怒涛のような人の渦巻、烈しい言葉の応酬に人間らしい復権とはどこか異質なものを感じてしまうのだった。

最期は園内で伊藤に見守られるようにして癌性腹膜炎で死亡。あとを追うように伊藤も50日後に死亡する。治子はこの世に生まれ出てただ短歌を書き残しただけだったと言っつてよい。そのほかのものは短歌の前では色あせてみえる。その結実として生前の昭和30年、アララギの仲間たちの尽力で「津田治子歌集」(白玉書房)が世に出された。その一千首に治子の全存在がこめられている。

近年になってようやく、地元の有志や歌人たちによって顕彰されている。この本を教えてくれた佐賀新聞の酒井民雄氏には感謝して

いる。最後にその中からいくつか抜粋させてもらおう。

「崩れゆく吾の病ひの現れていつよりか姉は家を出でたり」

「わが父の老いの消息をつけ給ふゆゑに待たるる牧師の便り」

「かなしみはいくたびにてもまざまざと立ち返りつつ再(また)逢はぬかも」

「この冬は常にもあらず寒かりき便りなき父にひたに思はる」

「死ねざりし夜をさかひに一生(ひとよ)病むむごきびしきいのちと思ふ」

「偽らずひとり道の道をゆくことも心にきめて帰りにけり」

「身をよちて苦しむ吾に月が照る月の光もうるさきものよ」

「苦しみのきはまるときにしあはせのきはまるらしもかたじけなけれ」

「ただひとつ生きてなすべき希ひありて主よみこころのままと祈らず」

「現身にヨブの終りの俸はあらずともよししぬびてゆかな」

「青き葉の日に透くさまもしづかにて八月尽(じん)の日のひかり照る」



ハンディキャップレンタカーと筆者

## 車椅子旅行体験記

# ハンディキャップレンタカーで フロリダをドライブ!

千葉県支部 石井 正彦

私は脊髄損傷のため、下肢機能はほぼ全廃です。三月初旬に、十日間のアメリカ旅行をしましたので車椅子者体験記として、掲載させていただくことになりました。全国規模では、私よりはるかにすばらしい旅行をされた読者にとっては物足りない文面かと思いますが、その点はご了承を願いたいと思います。

今回訪れたフロリダ州は、日本の本州に近い面積を持ちながら、標高が一番高いところでも100m以下で、郊外に出ると見渡す限りの平原が続きます。フロリダ南部はメキシコ湾流の影響もあつてか、一年を通じてとても暖かく、三月初旬とはいえ日中は半袖でも十分で、滞在中はさわやかな晴天が続きました。

フロリダ州では、セブンマイルブリッジという、東台湾アクアライン規模の橋が70年前に既に出ていたという大橋を5本ほど渡ったところに美しい島があり、ヘミングウェイが晩年こよなく愛したといわれるキウエストを皮切りに、年間300万人が訪れるマイアミビーチ、NASAスペースシャトル発着所であるケネディー宇宙基地、七つのテーマパークを持つウォルトディズニーのメッカ、オークランドと、カートファンであれば一度は行ってみたいデイトナなどに六日間滞在した後、ニューヨークまで飛び、摩天楼や自由の女神、セントラルパークの3,000点もの絵画や彫刻を所蔵している世界最大の美術館「メトロポリタンミュージアム」と、ブロードウェイでは「ライオンキング」などの歌劇も観賞することができ、思い出に残るヴァケーションを過ごすことができました。

この時期、テロが懸念されていることから、ニューヨーク行き航空チケットがフロリダのマイアミ空港経由でも、往復7万5千円と、



十年前のハワイツアーの約半額という格安チケットを購入し、家内と学生である子供の英会話力を信用しつつ？家族4人で単独旅行を計画したのでした。

成田からダラス空港まで11時間半、ダラス空港からマイアミ空港まで3時間弱、待ち時間や搭乗手続きなどがあるので、成田からマイアミまでは17時間を要しました。長時間機内で座ってられるか、トイレはできるか気がかりでしたが、事前に航空会社（今回はアメリカン航空）に事情を説明し、家族四人席の予約をお願いしていたのでエコノミークラスでしたが、時々家族が席を開放してくれたため、のんびりと寝そべることができ、あまり辛さを感じることもなく目的地に着くことができました。また、トイレも家族や添乗員に支えてもらい、何とか用を済ませることができましたが、機内のトイレの狭さに（もちろん身障者トイレなどありません）つい水分を控えめにならざるを得ませんでした。

なかでも一番楽しみにしていたのは、手動装置のついたハンディキャップレンタカーを事前に予約できたので、広大なアメリカを自らの手でドライブしてみたいと思っていました。

マイアミ空港で入国手続きを終え、ハウツーレンタカー会社のバスに乗るつもりしたら「ウィルチエアはこの車に乗れないだろうから、セダンを迎えによこすので待っていなさい、10

分ほどで来るから」という、いささか自信無げなせがれ達の通訳を信用し、排気ガスの立ちこめるターミナルで待つこと40分。やっと到着した車はバンで、この車もまた乗りにくい。こんなことならせがれ達に手伝ってもらって、さっきのバスに乗るのだったと後悔してももう遅い。アメリカとはこんな国？良い意味では障害者が周りの環境に合わせるのではなく、周りが障害者に合わせてくれるということでしょうか。しかし、時間には無頓着なのか、日本人の我々がせつかちなのか、レンタカー会社に着いて、やっとレンタカーに乗り着けることができました。国際免許証は、成田空港に来る途中幕張免許センターにて30分ぐらいで手続きが済みましたが、手数料は3,000円かかりました。

車の運転にはいささか自信があつたのですが、左ハンドル車は初めてなので、レンタカー会社の敷地内をテスト走行していたら出口がわからないものと勘違いされ、「丁寧にもフォークリフトの兄ちゃんが出口まで案内してくれました。こうなったら一気に路上に出るしかない。不安がると家族もおびえるので、「まか」として」と笑顔で言ったものの、心臓はドキドキ。いきなり右側走行で、しかも夜間の道路に飛び出した。幸いにも道路がすいており、流れに乗ることができました。しかし、肝心のホテルが見つからず一時間ほど市内を

右往左往、コンビ二などで何度か聞きながらやっとホテルに着いたのは午前1時過ぎ。もっとも日本時間では午前11時ぐらいだから眠くはありませんでした。

翌日は快晴に恵まれ、アメリカの避寒地と言われるだけあって、3月初旬なのに半袖でも寒くなく、空は青く澄み渡り好調なすべりだでした。信号灯は日本とほぼ同じルールですが、優先車を妨害しなければ赤でも右折してもかまいません。また、踏み切りも警報機や遮断機が下りない限り、徐行通過でも違反ではありません。交差点では日本のように4面が同時に赤になることはなく、流れはスムーズですが日本のドライバーよりスピードを出しているの慣れない運転のため緊張の連続です。半分以上の車が日中でもヘッドライトを点灯しており、私も注意を促す意味で点灯したまま走りました。道路標識は、ストリート名や交差点名称が緑色の看板に白文字で書かれており、以外に見やすく地図を見ながら現在地が容易に確認することができました。道路は広いのですが、制限速度が75マイル（約120km）のところが多く、途中息子に運転を変わったときには手の平はべつとりと汗だらけでした。息子が運転し始めた途端いわく「クル



クルーズコントロール

ル（約120km）のところが多く、途中息子に運転を変わったときには手の平はべつとりと汗だらけでした。息子が運転し始めた途端いわく「クル

「ズコントロールが付いてるじゃん」。それ何のこと？ハンドルにいくつかのボタンが付いており、クルーズコントロールボタンをONにしてアクセルボタンを押すと、押すたびにスピードがアップしていき、押すのをやめると、上り坂でもその時点でのスピードが保たれるという優れたもの。ということはハンドルを両手で持ちながら運転できるわけだ。ちょっとしたテレビゲーム感覚であるが、とても便利で、日本の高級車にも付いているそうだが、ウエルキャブにもこんな装置がある。ほとんど両手でハンドルを握ったまま運転ができ、安全だし疲れも少ないと思えました。欲をいうなら、簡単なブレーキ操作もこのボタンでできればもっと楽だろうと思つたのは私だけでしょうか。クルーズコントロール操作を知ってからは、初めてのアメリカのハイウエーもあまり緊張せず鼻歌も出るほど楽に運転ができました。もっとも、左ハンドル右側走行なので右折左折は日本と逆になるため細心の注意が必要です。

また、気になる駐車場とトイレの件ですが、街中の道路沿いに車椅子マークのポールが立っている箇所を何回か見ましたが、路上の身障者専用駐車スペースだそうで、何回か見かけました。ホテルやファーストフード店の駐車場は、必ずと言ってよいほど身障者マークの駐車場がありほとんどの店で利用すること

ができました。ただし、私が車椅子を証明するステッカーはレンタカーに付いていないので、日本から持っていった車椅子マークのステッカーがとて役に立ちました。やはりアメリカといえども、車の多いところは一般のドライバーも止めたがるので、「ほんとうに障害者か」と車を覗きながら不信がられました。

ガソリンスタンドには、必ずと言っていいほどコンビニショップがあり、燃料を補給しながら人にも食料が補給できるので重宝します。セルフスタンドには「店員呼び出し」ボタンの設置されているところもあり、身障者への配慮が感じられました。因みに国内では、私が利用しているセルフスタンドの電話番号を携帯電話に登録しておき、店員さんが周囲にいないときは携帯電話で呼び出します。セルフスタンドのほうが1〜2円ノ<sup>ツル</sup>ツル安いのでよく利用します。

トイレは車椅子でも十分入れるスペースがあるの(手摺は片側しかないところが多い)日本のように探し回らなくても良く、安心してドライブができます。日本も道の駅だけでなく、コンビニやスタンドにも是非多機能トイレを設置してもらいたいし、全脊連でもそういう運動を展開してもらいたいと痛切に感じました。

ニューヨークで、小さなレストランに入ったら、バイキング形式でお寿司もありびっく

り。トイレを使用したくなつたので、息子に確認してもらおうと一箇所しかないトイレが車椅子でも楽に入ることができ、感心しきり。もっとも、私がいかに長いことトイレを占領したため、外は「まだか、まだか」で大騒ぎとなつてしまいました。

ニューヨークではレンタカーを借りなかつたので、空港とホテル間はタクシーを利用し、テロの起きたグラウンドゼロには地下鉄を利用しましたが、さすがに全ての駅にエレベーターがあるところまではいかず、階段は家族に車椅子を持ち上げてもらい、やつとの思いで外に出ました。またペンシルバニアホテルは由緒あるクラシックホテルでしたが、部屋のドアが重厚で、車椅子の私には開閉がとても苦労しました。マンハッタンは超高層ビルが連立しているせいか、道路が狭く感じられ、ビルの陰になる通りは薄暗くて正直、永く住んでみたいとは思いませんでした。ニューヨークのほんとうの良さは2、3日のショートステイではわかるはずありませんが。

余談ですが、旅行から一カ月後、家の近所で新米のアメリカ人教師と知り合いになり旅行の体験談を、身振り手振りを交えて話すと親近感が沸いたのか、月に2〜3度私の家を訪れてくれ、食事やショッピングなど子供達を含めて、家族全員でお付き合いをしている。今日この頃です。

## <にゅーす・ニュース>

### 厚生年金の《義肢・装具等の製作・修理価格の変更について》

この度、現行の『義肢・装具等製作・修理発注価格(95%)』を今後は、すべて身体障害者福祉法に準じた価格(100%)とすることになりました。これは平成16年4月1日に遡って摘要になります。

## 組織部報告

### 新入会員

岩手県支部	山本 輝子
山形県支部	今 登喜雄
宮城県支部	千葉 修一
栃木県支部	網元 昌義
埼玉県支部	井上 光夫
埼玉県支部(賛助)	宮下 覚
埼玉県支部(賛助)	中澤 進
埼玉県支部(賛助)	林 真希子
千葉県支部	佐々木のぶ子
千葉県支部	沓名 豊明
千葉県支部	江沢 良治
千葉県支部	岩崎 邦男
千葉県支部	飯島 尊二
千葉県支部	竹内 伸夫
千葉県支部	斉藤 義昭
千葉県支部	八野田喜則
千葉県支部	村田 明廣
千葉県支部	森内 優
千葉県支部	田川 隆造

### 沖縄県支部

仲里 進

内間 寿正  
安田 英俊

### 死亡退会者

謹んでお悔やみ申し上げます

栃木県支部	上沢 利明様
東京都支部	三島 仁子様
東京都支部	柏木 明雄様
神奈川県支部	横山 淑夫様
山梨県支部	野口 収様
新潟県支部	小林 一郎様
富山県支部	深沢 作治様
石川県支部	東野 徳吉様
石川県支部	谷口 悦治様
山陰支部	角田 幸男様

### 訂正

7月号3ページ2段目国保研究所は国語研究所、「満人向け設計」の誤りです。  
は「万人向け設計」の誤りです。  
22ページ支部所在地一覧表の静岡県支部長の永野富士雄さんは富士雄さんです。(富 富)  
訂正しておわびします。

## 編集後記

昨年、初めてスイスに行き、その交通アクセスのよさに驚いたが、それなら山をやっていたものとして「マッターホルンを見ずして死ねない」と思い、この6月に行ってきた。しかし、あまりにも簡単にマッターホルンと対面でき少々拍子抜けしてしまっただけ。お天気具合ではマッターホルンが見えない時があるというので、麓のツェルマットに3日間滞在した。幸いにもお天気に恵まれ3日間バツチリ、マッターホルンを見ることができた。ツェルマットは小さな村なので半日も歩くと村のすべては見えて回れる。おかげで2回もゴルナーグラートの展望台に登り、日に焼けたながら2時間ほどじっと4千メートル級の山々と対面してきた。

ガソリン車の乗り入れが一切できないこの村では、通っているのはすべて電気自動車である。そのせいか空が本当に青く澄んでいる。昔見たあの空の色がここにはある。

世界中の人々が彼の山に憧れてやってくるがそのほとんどは中・高年の人達だ。中には80歳に近いような人もいる。それだけスイスは環境にも障害者にも優しい国だといえるのだらう。

(赤)

昭和五十二年十二月三日第三種郵便物認可  
平成十六年八月十五日発行  
SSKKP 通巻第2634号  
毎月十八回一・二・三・五・六・七・の日発行



E D (男性機能の低下)、  
相談できる病医院をご案内します。

[www.ed-info.net/82](http://www.ed-info.net/82)  
携帯サイト [www.ed-info.net/i/](http://www.ed-info.net/i/)



24時間  
音声受付

(病院へ) 行こう 行こう

**0120-150-150**

「ED関連資料」「ED相談できる医院・病院リスト」をご希望の方は上記ホームページまたはフリーダイヤルにてご請求いただくか官製ハガキにてお申し込みください。官製ハガキの場合は、郵便番号・住所・氏名(フリガナ)・生年月日、また病医院リストをご希望の方は希望地域(都道府県・市・区・郡)もお書きの上、次の住所まで。〒163-8691 新宿郵便局私書箱272号「ED82係」

ファイザー株式会社 〒151-8589 東京都渋谷区代々木3-22-7

編集人 東京都江戸川区南葛西5-13-6  
社 全国脊髄損傷者連合会  
発行人 東京都世田谷区砧6-26-21  
障害者団体定期刊行物協会  
印刷・製本 領価五〇〇円  
印刷 コロニー印刷